

第5回 ギャンブル等依存症対策推進関係者会議 議事録

一 会議の日時及び場所

日時：令和2年6月19日（金）

場所：書面開催

二 出席した委員の氏名

阿部恭久委員、岡崎直人委員、木所康夫委員、黒沢幸子委員、小泉典章委員、佐藤しのぶ委員、田上啓子委員、谷崎哲也委員、中村努委員、浜田節子委員、樋口進会長、増田悦子委員、松本恒雄委員、ユウ委員、吉倉和宏委員

三 議事

1. ギャンブル等依存症対策推進基本計画 令和元年度の進捗状況について

【委員からの意見及び感想等】

政府はギャンブル等依存症対策基本法第十二条第五項の規定に基づき、ギャンブル等依存症対策推進基本計画の進捗状況を公表する必要がある。

当該公表に伴い、ギャンブル等依存症対策推進関係者会議の各委員へ資料を送付し、同会議を書面にて開催したところ、以下のとおり各委員から意見及び感想等が寄せられた。

○阿部委員

パチンコ業界はコロナ禍のこともあり、令和元年度においても集客を目的とした広告宣伝の自粛を決め推進したが、他の公営ギャンブルにおいてはパチンコの玉箱と比較をした広告宣伝があったり、その差を大きく感じた。

普及啓発においては依存啓発週間において、フォーラムの開催、ポスターの掲示など一定の成果を上げられたと考えている。また、第三者機関による依存防止対策の実施状況の確認を行うなど、一定レベルでの実施ができたと思う。

ATM等の撤去等に関しては、会議においても調査研究を含めた意味での「撤去等」という文言になったと理解しているが、課題等で記されている内容は、前段階の「調査研究」が全くなく、撤去ありきの内容とうかがえる。エビデンスに基づいた施策の推進という観点からいうと、ATM等に関しては、全くその点についての議論がされていないと感じている。

なお、ATMの依存防止対策については従来より、一日の引き出し制限を3万円、月の引き出し制限を8万円に設定し、一定額にて注意・警告画面の表示、引出し累積額表示等を行ってきた。加えて2019年度は、引出回数を1日2回までとすること、取引開始時にのめり込み・使いすぎ注意の警告表示をすること及びRSN相談窓口の案内表示を行うこと、取引のレシート裏面にRSN等依存相談機関の案内を表示する取組を新たに行った。

2020年4月以降は本人の利用停止申告に基づく利用停止措置を開始するとのことである。

このような取組を行っていることに鑑み、「調査研究」を含めた対応を推進するべきであると考えている。

パチンコ依存問題に詳しい専門医等の紹介については、我々は医師ではないので、お客様が医師の診断が必要かどうか、判断できない。専門医等の紹介を行うことによって、店舗内でのトラブルの原因となる恐れがあることから、厚労省が指定した医療機関名を

入れたものをリーフレットに入れることはできてもそれ以上の事は次年度も実施できない。

※追記

○ 「のめり込み」について

「依存症」(病気)としてケアが必要な人は、専門医療機関が対応するものであり、我々パチンコ業者はお客様に対して医療行為の必要性の判断はできません。できることは、お客様が病的状態に陥る前段階の予防の取組です。

したがって、「のめりこむ」状態まで過度に遊技をされるなど、問題を抱える人が相談できるよう電話相談窓口リカバリーサポートネットワーク(略称R S N)を設立し、支援を続けているほか、安心パチンコ・パチスロアドバイザーにより、ホール現場から適切な社会資源(保健所、精神保健福祉センター等)へ繋ぐことを行っています。

○ 自己申告・家族申告プログラムの家族による申請時の負担軽減について

自己申告・家族申告プログラムの申込情報は、高度な個人情報を含むものであり、地域の他企業との共有はできません。しかしながら、申請時の負担軽減のため、導入店舗一覧をWEB上に掲載しているほか、今後は、WEBサイトから申請書をダウンロードして、申請書の作成がしやすくなる状況を作るなどの検討を行っています。

○ 自己申告・家族申告プログラムの導入促進について

自己申告・家族申告プログラムについては、第三者機関(遊技産業健全化推進機構)の調査によれば、現在は、約70%の導入率になっています。全店導入に向け取り組んでいるところであり、導入が進むよう、業界内でも指導して参ります。

○ 自己申告・家族申告プログラムの「有効期間1年」との要件について

自己申告・家族申告プログラムは、パチンコ・パチスロへの依存問題に対する啓発・予防の取組みとして、のめり込みを抑制したいと考えているお客様をサポートすることを目的としております。

そのため、本プログラムの運用においても、のめり込みを抑制したいお客様自身でコントロールし、問題のない範囲で楽しんでいただくようになることを目的としております。その為、一定期間の中で、お客様の遊技状況が申請された内容を超えていないか確認し、超過した場合はコミュニケーションを取りながら今後のサポートを相談しています。この期間を1年と設定し、引き続きサポートを必要とする場合は、新たに申込みをしていただきます。

本プログラムの運用にあたっては、本人及び家族申告の場合は申請した家族の個人情報を必要とします。個人情報は、厳重な管理が求められるため、受付ホールには管理に際し相当の負担がかかっています。一定期間などの制限を設けずにお客様の個人情報を管理し続けることは、流出等のリスクが高まることから、有効期間をもって適正な方法で処分を行うことが必要と考えております。

「有効期間 1 年」との要件が「抜け穴的」との御指摘については、意味がよく理解できません。

○ アクセス制限の実施状況について

自己申告・家族申告プログラムの本人と家族等それぞれの活用人数の実績については、調査準備中のため、調査実施次第、ご報告をさせていただきます。

○ アクセス制限対象者の把握方法について

防犯カメラの活用、スタッフのホール巡回での確認を基本とし、貯玉会員システム導入店舗において本人が貯玉会員の場合は、貯玉会員カードの利用停止登録を行い、利用停止カードの報知機能を活用して入店を確認できるよう取り組んでおります。

○ 各店舗におけるアクセス制限の方法について

プログラムのメニューは 6 種類あります。自己申告の①上限金額、②上限回数、③上限時間、④入店制限に加え、家族申告の⑤入店制限（本人の同意書あり）、⑥入店制限（本人の同意書なし）であります。

この中から、店舗が選択して導入するので、全店が 6 種類導入しているわけではありません。

○ 夫婦で依存症の場合の子どもへの対応策について

夫婦で依存症の場合の子どもへの対応策ということですが、この質問の趣旨がよく理解できません。そもそも、パチンコ店において対応すべきものか、疑問に思います。

○ ぱちんこにおける依存症対策の体制整備について

法整備化は業界の役割ではありません。

○ 子どもの車内放置防止対策について

不幸にも子どもの死亡事故が起こっていないわけではなく、直近では、3 年前（2017 年）に 2 件（5 月、7 月）の死亡事故が発生しています。

業界では、2013 年 1 月、子どもの車内放置防止対策マニュアルを作り、ホールは通年で駐車場の巡回等、取組を行っているほか、夏期等は特別強化期間と定め、取組を強化しています。

そのほか遊技機販売商社が店舗を訪問した際にも、駐車場を見回るなど、業界全体として事故防止の取組を実施しており、昨年度は 99 件 135 名の事故を未然に防ぐことができました。

（「ぱちんこ店に定期的に見回りをする義務を課して経営者に刑事上の罰則を設けることも検討していただきたい。」との御意見については、）そもそも、このような状況は、パチンコ店のみに起こりうるのではなく、なぜ、パチンコ店のみが刑事罰の対象として検討されるべきか、理解できません。

○ 子連れイベントについて

子連れでのご来店についてはお断りをしています。こういったことから、駐車場において、子どもの車内放置事案も散見されている状況があります。

他の公営競技のように子連れイベントを実施しているホールがあるのなら、教えてください。業界として、行わないよう指導を徹底いたします。

○ CMについて

パチンコ店は、射幸心を煽るような広告が法律により厳しく禁じられており、行き過ぎた広告宣伝を行えば罰せられます。

また、パチンコ店は法律に基づいて、健全な大衆娯楽を提供しているものであり、大多数のお客様は、セルフコントロールして健全に遊んでいただいています。

しかしながら、社会に対する啓発として、2014年から「パチンコ・パチスロは適度に楽しむ遊びです。のめり込みに注意しましょう。」の標語を折込チラシなどに挿入する取組を続け、2020年からは、「パチンコ・パチスロは18歳になってから。」という標語を新たに加え、両方の標語を広告に挿入することとしています。

そもそも、誰でもが生活破綻を招くわけではなく、生活破綻を招く恐れがあることを印象付ける映像や文言をCMの最後に大々的に加えることの義務付けは行き過ぎであると思います。

○ 新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う影響について

パチンコ店においては、喫煙者の数が多かったことから、基本的に店舗の換気回数が多い作りになっており、この点については、警察庁、厚労省にもご報告させていただきました。

休業要請に対しての実施率はPRESIDENT online

(<https://president.jp/articles/-/36174>)によれば、98.7%となっており、1.3%の開いている店舗にお客様が集まれば、マスコミが報道したような画像になることは想像できると思われます。

また、休業要請に応じないホールに並ぶ客は、全てが「依存症」だという決めつけが行われているように思います。パチンコ業界での依存問題の取り組みは、短絡的に「依存症」という病気の問題と捉えているのではなく、問題を抱える人にはそれぞれの背景があり、その背景に着目しなければ、その人の問題の本質が見えてこないし、本来の回復支援にもつながらないということが主眼であります。

たとえギャンブルから離れても、アルコールや、薬物、ゲーム、買物等に依存することが考えられます。

「人」とその人の「背景」を見るということを大事にして、RSNの電話相談もワンデーパーソンの対面相談も行われています。

このことは、まず、理解をしていただきたいと思います。

○ パチンコの今年上半期の売上げについて

「公営競技に関し、中央競馬の今年上半期の売上げは、前年比 101・5%と発表されました。特にネットによる依存症者の増加を懸念しています。売上げ、投票数、投票人数などに変化があったと思われ、月別の見込みでも良いので、情報公開していただ

きたい。また、パチンコについても、その影響を報告いただきたい。」との御質問については、質問の意味がわかりません（「その影響」の部分）。

○ 依存防止対策の立入り検査について

第三者機関である遊技産業健全化推進機構の調査結果は既に6か月分出ており、ホールにおいて依存対策がしっかりと浸透しているという結果で出ています。

また、全店の状況確認は昨年、全日本遊技事業協同組合連合会が全組合員対象にネットで調査を行っており、本年も実施します。同調査においても、依存対策が各ホールで確実に実行されているとの結果が出ています。

○岡崎委員

ギャンブル等依存症対策推進基本計画に対する意見を申し上げます。

1 アクセス制限について

ギャンブル等の場や場外への入場制限、ネットへの制限について、特に家族からの申告については、どのような手続きで行われるのかはよく知りませんが、ギャンブルに問題のある人が自分の問題に気づくことのできる大事な機会でもあります。外からの機械的な制限だけでなく、本人や家族がギャンブルの問題についての相談や治療の貴重な動機づけの契機ともなりますので、審査のプロセスでギャンブル問題に詳しい医療・保健・福祉の関係者が本人・家族の弁明を聞く機会を設け、相談や治療の契機としていただきたいと思います。

また、家族からの申告による本人の入場制限等については、本人のギャンブルをするという自由の制限にもなりますので、本人からの制限取り消しの申請を認め、再審査を行うシステムを作り、その際には関係者を交えたシステムを設けることが本人の自覚を高め、相談や治療の契機になると思います。

2 相談・治療につなげる取り組みについて

各団体が相談について周知し、カウンセリングセンターや回復支援センターを設けて、相談する場としていますが、相談の場を周知する際には、公的な相談の連絡先（依存症対策全国センターのホームページアドレスやその都道府県の子精神保健福祉センターの電話番号など）も併記していただくと、信頼性も増し、選択の幅も広がると思います。

以上です。

○木所委員

- ・ ギャンブル等依存症対策推進基本計画の令和元年度の進捗状況につきましては、計

画に定められている様々な施策について、それぞれの実施主体が目標の達成に向け着実に取組んでおり、ギャンブル等依存症対策が計画的・効果的に進められていると感じました。

- ・ 我々関係事業者といたしましても、アクセス制限等や相談・治療につなげる取組みといった既存の施策を着実に実施するとともに、広告・宣伝に関する全国的な指針の策定や民間団体等への支援といった新たな取組みについても、公営競技が一体となって実施に向けた検討を進めているところです。
- ・ 昨年のギャンブル等依存症対策推進関係者会議でも申し上げましたが、今後、ギャンブル等依存症対策をより実効性のあるものとするためには、科学的知見に基づいて実施していくことが重要であると考えます。

その点におきましては、本年度に予定されております久里浜医療センターによるギャンブル等依存症対策に関する全国実態調査は大いに期待できるのではないのでしょうか。この調査結果については幅広く共有していただき、今後のギャンブル等依存症対策の基礎的データとさせていただきたいと思います。

また、公営競技が共同で設置している公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターにおきましても、専門スタッフがギャンブル等依存症に関する相談を受けておりますので、ここに寄せられた相談内容等の分析を進めることで、ギャンブル等依存症問題の実態把握の一助になればと考えております。

- ・ なお、ギャンブル等依存症対策につきましては、事業者単体での取組みにはおのずと限界がありますので、関係機関との連携協力体制の構築も非常に重要であると考えます。

昨年度は10の自治体でギャンブル等依存症対策連携会議が開催されたとのことで、会議の開催形式等につきましては自治体によって差異はあるようですが、そのうち一部の自治体につきましては、私どもJ R Aにも参画の要請をいただき、担当者が出席させていただきました。また、その他に今後の参画を要請いただいている自治体もございます。

引き続き各地域における包括的な連携協力体制の構築を進めていただき、ギャンブル等依存症の早期発見・早期介入・早期支援のため、他の関係機関との連携を深めてまいりたいと考えております。

- ・ 関係事業者といたしましては、ギャンブル等依存症のリスクに対して誠実に取り組むことが責務と考えております。

これからも、P D C Aサイクルをしっかりと回していくことで、ギャンブル等依存症対策の効果を最大限に高めてまいりたいと考えておりますので、引き続きご指導ならびにご協力くださいますようお願いいたします。

○黒沢委員

「ギャンブル等依存症対策推進基本計画 令和元年度の進捗状況について」を確認しました。

＊自身の専門と経験の多い領域から、特に青少年への予防教育・普及啓発について、感想と意見を述べます。

●学校におけるギャンブル等依存症などの予防に関する教師用指導参考資料『ギャンブル等依存症などを予防するために～生徒の心と体を守るための指導参考資料～』（文部科学省；平成31年3月作成）について

本資料が、単に依存症についての啓蒙に留まらず、ストレスに対する適切な対処方法を身に付けられる取り組みが実践される参考資料となることを望みます。本資料にもあるように、ストレスの原因となる事柄の受け止め方を見直し対処すること、友達や家族、教員、医師などの専門家などに相談したりすること、コミュニケーションの方法を身に付けること等、また、自分の強みや得意なことを知り、それらを活用して目標を掲げ、達成に向けて努力することから自己肯定感を高めること等が、一人一人に合った形で実践されることを心から望みます。これらがどのような取り組みによって実効が得られるのか、国内外のモデル例などを示すことや国内の実践例を蓄積して共有できるようにしていくことも必要となります。

ギャンブル等やゲームなどに“のめり込まない”というのは、抽象的であり、ゲームであれば何時間程度、大人になってからのギャンブルであれば金額がいくら程度といった、データからの安全域の一定の具体的な数値や指標があることも大切だと考えます。昨今、背景に発達の特性をはじめとして具体的な指標があることが行動指針として理解しやすい子ども達も存在します。子ども達の苦戦している部分と強みに着目し、一人一人に届く予防教育・スキル教育が大切だと考えます。

また、本資料の中で、行動嗜癖に関する指導は、保健教育に留まらず、学校の教育活動全体を通じて行うことが大切と述べられており、金融リテラシー教育等をはじめ、科目横断的な指導、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーなどを含む、チーム学校の姿勢の中で、展開する必要があります。

●子供向け啓発資料『行動嗜癖を知っていますか？～ギャンブル等へのめりこまないために～』（文部科学省；令和2年3月作成）

適切な情報や相談先が乗っているところにアクセスできる「QRコード」をつけることを提案します。リーフレットは簡潔にまとめる必要があり、紙面に限りがありますが、「QRコード」なら子ども達は利用に慣れています。周りに助けを求めていいこと、友達に相談できないこと、学習面や人間関係のつまずきなど、友人や親、教員に言えないことを、適切に聞いてもらえる場、あるいは友人を見て心配している場合に連絡を取れる

場にアクセスできるように、その活用の促進を図るならなおさら、していただきたいと思います。

本資料では、単なる知識の伝達だけでなく、「自分の行動を見直そう」、「5年後の自分を想像してみよう」の2つの観点から自分の生活を振り返り、今後について考えるものになっています。このように自ら取り組んで考える資料とされたことは評価したいと思います。

ワークの観点は評価できる一方で、「5年後の自分を想像してみよう」の教示文が、「未来の自分の姿を想像し、『気づいたこと』を踏まえて、将来の自分の姿を想像し、今後どうすべきか考えてみよう」となっているところに課題が残ると感じます。道徳教育の中では、あるべき姿を考えることは大切なことではありますが、嗜癖や依存の啓発・予防の文脈で考えると、べき論で考えさせては、その意義が薄れてしまうように思います。いわゆる頭ではわかっているが行動変容にはつながらないという話です。一例にはなりますが、「未来の自分の姿を想像し、『気づいたこと』を踏まえて、将来の自分の望む姿を想像し、今後の自分の歩みやこれからできることを考えてみよう」といった問いであれば、動機づけや実現可能性への効力感が生じやすいと思います。細かな文言を指摘しているように感じられると思いますが、行動嗜癖と呼ばれる状態の相談・治療・再発防止・予防を考える際、この観点を忘れては、予防効果も資料成果も薄れる面があると、専門的な諸知見からも考えられます。わが国の未来を担う青少年やその家族、地域住民に対する啓発活動・予防教育を形骸化させることなく、丁寧に取り組むことが、急がば回れとなるものと考えます。

* 最後に、新型コロナウイルスの状況から、大学授業は、今年度は完全オンラインとなり、小中高校も含め、学び自体も生活スタイルもSNSを中心としたものに大きく変貌しています。我が国がかつてない状況が、おびただしいスピードで訪れています。

これらSNSや遠隔コミュニケーションの状況を踏まえた、啓蒙・予防活動や、ネットでギャンブルに参加できてしまうリスク等々について、さらなる対策や方略を考えていく必要を痛感しています。

○小泉委員

P.3 予防的観点で用いられている「のめり込み」という言葉は、パチンコ業界で繁用されています。ギャンブル等依存症概念との違いを明確にし、どこからが、依存症でケアが必要かを、発信していく方がいいのではないのでしょうか。そこで、業界と関連が深い、専門スタッフによるカウンセリング機関への相談ということが、生きてくると思われます。

P.10 相談支援ですが、全国の相談支援拠点（P.9）は、ほぼ精神保健福祉センター

が担っています。指定を受けた以上、相談内容も充実していく方がよいと思います。

この6月に、日本嗜癮行動学会誌の第35巻2号に、精神保健福祉センターにおけるギャンブル等依存症対策について、次のような、提言させていただきました。「依存症相談をカバーできるようにするための、電話相談のホットラインを設ける。多くの相談の最初の介入である家族支援の相談に積極的に対応すべきである。相談を深めるために、当事者相談（できればスマープのグループ併用）と家族相談（できれば家族グループ併用）の機能を持つ。自助グループがない場合、組織育成に努め、既存の自助グループとは連携と協働を進める」

P. 15 3月末時点で、連携会議の設置は10地方自治体に留まりますが、アルコール依存症と同様に、関係事業者に入ってもらいたいことが、極めて重要だと思います。以前、業界団体に依存症について講演する機会を与えていただいた時、酒屋さんもパチンコ業界の方も依存症の存在に驚き、そういう方からお金を払ってもらおうとは思いませんと明言されていました。依存症は元々特別な方なのであって、誰もがなりうる可能性があるとは思っておられなかったようです。

○佐藤委員

（総論）

各施策について関係事業者や関係機関が取組を進めていただいていることについて感謝するが、まだ改善すべき点はあると考えており、引き続きの取組をお願いしたい。

また、「指針」等を策定しても、それに沿った取組が実際に行われなければ意味がなくなる。今後は、実際の状況を点検しながら取組を進めていただきたい。

（広告・宣伝）

広告・宣伝の在り方について関係事業者において様々取り組んでいただいていることは理解するが、まだ改善すべき点があると考えている。

（アクセス制限）

公営競技におけるアクセス制限の「家族申告」は、基本的には同居の家族が対象と聞いており、利用できる家族が限られているのが現状である。

ぱちんこの自己申告・家族申告プログラムについては、対象を拡大していただいたことについて評価したいが、各店舗での実施というところに限界があると思う。家族にとって、本人が行っている店舗を全て把握することは困難である場合が多い。また、把握できている場合でもその数は十数店舗に上ることも少なくなく、申告先が多く、家族の負担が大きい。

家族にとって利用しやすい制度となるよう、引き続き検討していただきたい。

（普及啓発）

ギャンブル等依存症に関する正しい知識や理解が家族や本人に十分に浸透しているとはいえないのではないかと。支援を受けられる内容や施設など、家族や本人にとって分かりやすい情報提供に努めていただきたい。特にネットの活用は有効と考えている。

普及啓発活動は重要だが、一般向けのスローガンは本人に響きにくい。例えば、金銭の問題で困って実際に相談窓口等に来られた方等に必要な情報をしっかり伝える、ということが有効ではないか。

（民間団体支援）

関係事業者や行政による民間団体等への支援については、金銭面での援助のみならず、自助グループのニーズに合った内容が望まれる。例えば、使用料なしのミーティング場所を増やしていただくこと、ミーティング時に子どもを無料で預かるシステム等の構築は、自助グループにとって大変助かる。というのも、GA（ギャンブラーズアノニマス・ギャンブル依存症本人の自助グループ）やギャマノン（家族の自助グループ）といった12ステップ（伝統・一体性）の自助グループは外部からの金銭の援助、寄付など一切、受け取らないことを指針としているので、直接的ではない金銭以外の援助を考える必要がある。

（支援のための人材の育成）

関係事業者における従業員教育、アドバイザーの養成、医療・保健福祉分野においてギャンブル等依存症に対応可能な人材の養成等の取組がなされているとのことだが、的確な支援を行えるようになるためには、研修、勉強の継続が必要である。マニュアルを作ってそれに従った対応をすれば誰でも的確な支援が行える、というものではない。短期間の研修を受講してそれで十分というものではないことに留意いただきたい。机上の研修のみならず、施設や自助グループなどのミーティング、セミナー等に参加して当事者の話、体験談等を聞く機会も大変有効だと考える。

（相談支援・治療支援）

相談拠点や治療拠点の整備に関する各種の取組に消極的な自治体もあるように聞いている。早急に進めていただきたい。

（各地域の包括的な連携協力体制の構築）

連携会議が設置された自治体数は少ないと感じる。早急に進めていただきたい。実際、活動している中でも、関係機関間の情報共有が不十分という印象である。

○田上委員

基本計画の1年目の進捗状況の報告に関して、幾つか感じたこと、気づいたことを申し上げます。

アクセス制限について、公営ギャンブルの利用者数の実績が示されています（概要資料P4）。この点、ギャンブル等依存症から一定の回復が見られる者はともかくとして、

症状の重い人は、利用に適さないこともあると思います。この制度は民間事業者が運用しています。ご本人がアクセス制限の利用を申告した後に抜け道を探した場合、防ぐことは難しいでしょう。やはり、事業者には、ギャンブル事業を提供に当たり、依存症の発症、進行、再発を防止していただきたいです。

民間団体支援（概要資料P12）は、民間団体が安定的に運営していくためには、とても重要な施策です。同時に、民間団体としては、自主性を守って運営を続けることも重要です。事業者が民間団体支援を行う場合、それらの点に十分留意していただきたいです。

地域の連携協力体制の設置について、全国10自治体での実績が示されています（概要資料P15）。この1つの神奈川県との連携協力体制に当施設「NPO法人ヌジュミ」も参画しています。この体制を通じ、依存症の症状の重い人が、当施設につながる実例も出てきています。10自治体以外の自治体にも、このような連携協力体制が設置されるよう期待します。

ギャンブルがネットを通じて24時間簡単にできる時代になり、未成年者も容易にアクセス可能になるなど、様々な被害が生じています。合法ギャンブルのネット投票に対する依存症対策、普及啓発を進めていただきたいことはもちろんですが、違法ギャンブルに対する取締りも強化していただきたいです。

最後に、今般のコロナの自粛要請の中、一部の民間団体はオンライン会議などを行って活動を続けたようですが、当施設の活動はかなり制約されました。一方、開店を続けたパチンコ店がありましたし、ネットで公営ギャンブルに参加することも可能でした。この自粛要請の間、依存症の方々にどのような影響が出たのか心配しています。今年度実施予定の「ギャンブル等依存症に関する全国実態調査」（概要資料P28）の中で、このような影響についても調査を検討されるとのことですが、意義があると思います。

○谷崎委員

1. ぱちんこ店のアクセス制限・施設内の取組について

（1）質問事項

- ①ぱちんこ店の自己申告プログラムを当会の会員が申込みしようとしたら、まだ実施していないということで全国的に行きわたっていないため実効性が伴っていないのではないか。実効性を伴わせるための施策等を教えていただきたい。
- ②ぱちんこ店の自己申告プログラムは「有効期間1年」という要件があるようだが、この要件を付ける必要性とは何なのか教えていただきたい。
- ③アクセス制限をしているぱちんこ店が45%ということだが、本人と家族等それぞれどれくらいの割合で申告をしているのか開示していただきたい。
- ④制限されている人の確認は、顔認証を取り入れているところは別として、通常はどの

ように確認をしているのか。

⑤各店舗で制限の方法は共通なのか教えていただきたい。

⑥ＡＴＭの撤去についてはぱちんこ業界内部でも意見の対立があると思われる。

概要の５頁には「一部のぱちんこ企業は店舗内の全ＡＴＭ（計約２００台）の順次撤去の方針を発表した。」とあり、「ギャンブル等依存症対策推進基本計画 令和元年度の進捗状況について」の２８頁では「ＡＴＭ等の設置状況の実態把握を行いつつ、順次撤去等を推進する必要がある。」とあるが、「撤去等」の「等」として現在具体的にどのようなことを実施、検討しているのか、抜け穴になってないか教えていただきたい。

<参考>

マルハンなどホール９社がＡＴＭ撤去を宣言～業界のまとまりを懸念する声も

<https://web-greenbelt.jp/post-36195/>

（２）意見

①依存症対策に関する具体的な理由がないのであれば、上記（１）②のようなぱちんこ店の抜け穴的な要件は削除願いたい。

２．ぱちんこにおける依存症対策の体制整備について

（１）質問事項

①家族の支援も盛り込まれてはいるが、家族の中には意思を発信できない乳幼児や子どもが居る事を忘れていてのではないか。夫婦で依存症の場合は誰がその子どもの声を聞いてあげられるのか。子どもについての具体的対応策等を教えていただきたい。

（２）意見

①他の業界団体もそうだが、任意の業会団体のガイドラインはどこまで守られるのか不透明であり、強制力もないため、法整備化を検討していただきたい。

②未だにぱちんこ店の駐車場で熱中症になる子どもが居る事を忘れてはならない。ぱちんこ店には定期的に見回りをする義務を課して経営者に刑事上の罰則を設けることも検討していただきたい。

３．ギャンブルに起因する問題について（意見）

（１）公営ギャンブルの年齢制限について

公営ギャンブルについては年齢制限がなされていない事も問題である（例：ＪＲＡ東京競馬場）。

例えば、休日のレジャーとして家族で来場できるよう子ども向けのイベントや遊具などが豊富に用意されているが（例：うまキッズルーム）、子ども連れでギャンブル場を訪れることが健全なレジャーとは言い難い。ギャンブルを楽しむ親と一緒に公営ギャン

ブル場にきた子どもたちは、自分の意思と関係なく、幼いころから知らず知らずのうちに日常的にギャンブルに慣れ親しむこととなるため、依存症となりうる危険性が高い。国際的に見てもギャンブル場への未成年の入場は禁止されている（例：香港ジョッキークラブ）ことから、子どものギャンブル場への入場は、依存症対策ではごく基本的なものといえる。そのためギャンブル場への子どもの入場規制は絶対的に必要である。

これら家族ぐるみで来場させようとするイベントは他のギャンブル（競艇、競輪、オートレースなど）でも同様であり、ぱちんこ店においても様々なイベントがなされているのが現状である。

< 参考 >

J R A 東京競馬場

<http://www.jra.go.jp/facilities/race/tokyo/access/hours.html>

うまキッズルーム

<http://www.jra.go.jp/special/umakidsroom/>

香港ジョッキークラブ

<https://www.hkjc.com/responsible-gambling/en/responsible-gambling/index.aspx>

競艇イベント

https://www.boatrace.jp/owpc/pc/extra/enjoy/guide/faq/stadium/f_04_10.html

競輪イベント

<https://keirin-marche.jp/enjoy/event-info/>

オートレースイベント

<https://autorace.jp/news/event/2019/>

キッズバイク教室

<https://autorace.jp/news/2019/10/02/007329/>

（２）ギャンブル等（ぱちんこも含む）のCMについて

テレビCMでタレント等を起用し、イメージ戦略をはかっているが、そもそもギャンブル依存症により家庭崩壊が起これ社会問題となっているのであるから、タバコ同様、ギャンブル等のCMの最後には大々的に生活破綻を招く恐れがあること印象付ける映像や文言を加えることを義務付けるべきである。

（３）ギャンブル場で勤務する従業員の依存症について

ギャンブルに接する時間が長い従業員は依存症になる懸念があるのではないか。ギャンブル場の従業員と従業員でない者との差異を調査する必要があるのではないか。このような調査をしたのか。

これらの統計等を参考にして研究すべきと思われるので早急に調査すべきではないか。

また、ギャンブル場の従業員と従業員でない者の依存症に関する調査が必要であると考え。調査結果として従業員に依存症の傾向がある場合には、対策が必要である。マカオではカジノ関連の業務の従業員（ディーラー、カジノ仲介業のビジネスパートナー、カジノ業の従業員、カジノ周辺職業従事者）のギャンブル依存率は普通の人より高いとの報告がなされている事を考えるとギャンブル場（カジノも含む）の従業員にも同様の危険性があるため、対策は絶対的に必要である。

<参考>

マカオ特別行政区政府社会工作局「賭博失調人士中央登記系統 2018 年度報告書（ギャンブル依存者の中央登録システム 2018 年報告書）」
http://iasweb.ias.gov.mo/cvf/annualReport/2018_chart.pdf

4. 相談体制について（意見）

金融庁の資料では「ギャンブル等を目的とした借入経験者」の主な相談先59.3%が「家族・親類・友人」となっており、その中には「金銭的な援助の相談」が相当な割合で含まれていると思われる。

これらの相談を司法書士などの専門家につなげられる制度が必要だと思われる。

○中村委員

「ギャンブル等依存症対策推進基本計画 令和元年度の進捗状況について」全体への意見・感想

自己改善を周知する必要性について

国立病院機構久里浜医療センターなどの研究班 2017 年 5～6 月の調査結果、成人の 3.6%が生涯でのギャンブル等依存症の疑いと推計されていますが、直近 1 年ではギャンブル等依存症の疑いは 0.8%となっています。つまり、自然回復や自己努力による回復が多数存在するわけですが、基本計画の中では治療を受けることが前提となっています。昨年の関係者会議の中(2 回、3 回)で、厚労省のHPの記載「依存症は脳の病気なので、家族などの周囲の人たちでなんとかしようとしても、問題は解決しないと」の記述があることは問題があるのではないかと意見を伝えましたが、現在まで修正されていません。

自己解決を周知せずに、専門機関を受診しなくては解決しない、脳の病気だとする考え方は、当事者、社会全体に行き過ぎた不安を与えているだけではなく、「ギャンブル等依存症」についての誤解と偏見を増長しているのではないかと思います。

以下、自然回復や自己解決を示すことでのメリット

- ・ 生活支援、金銭管理などの具体的な支援が提示できる

- ・ 金銭リテラシー教育など、医療とは別の側面からのアプローチが可能となる
- ・ 問題を抱えた人や家族が問題を受け入れやすくなる（「病気です」と伝えるより受け入れやすい）
- ・ 社会全体への正しい理解を促す

予防を含めた対策を

厚労省のHPなどでは、医療機関への受診（相談）や自助グループへの参加相談を勧めています。問題を抱えた方や家族にとって、そのハードルは高いのではなでしょうか。自己解決できる人も多数いることを考慮すると、金額や時間を決めて遊ぶことや、自己申告プログラム含め、問題を抱えている人が取り組めることを各省庁のHPやリーフレットを用いて啓発することが問題を抱えた人の初期段階に有効な対策になるのではないのでしょうか。また、早期発見は予防とつながりがあると考えられることから、包括的な連携協力体制の構築においては、パチンコホール関係者の意見を取り入れ、困っている人が相談しやすい仕組みづくりが検討されるべきではないのでしょうか。

全国からの無作為抽出による調査の際には、「医療機関、行政窓口、自助グループ、民間相談機関、電話相談など、どの窓口が相談しやすいか」など質問項目を加えて社会のニーズをはかる必要があるのではないのでしょうか。

また、2020年2月1日に日本自閉症協会より競輪の補助事業として『発達障害の視点から見たギャンブル等の依存』というタイトルの小冊子とリーフレットを発刊しましたが、中村も制作委員会に参加しました（日本自閉症協会のダウンロードサイト <http://www.autism-japan.org/izon/izon.htm>）。予防と初期段階での個別的な対応にお役立ていただければと思います。

対象者の背景に違い

医療機関に受診する人、消費生活センターに相談する人、矯正施設に入っている人、大学の学生相談室に相談する人、電話相談をする人、パチンコ店において自己申告プログラムを利用する人、回復施設に入所する人……等、相談・支援機関によって対象者の背景や必要な支援が違う可能性があると思います。それぞれの相談機関により抱えている問題（併存疾患、学歴、職歴、債務額、問題が生じてからの時間、個々のニーズ、必要な支援等）の違いを調査する必要があるのではないのでしょうか。

「ギャンブル等依存症対策推進基本計画 令和元年度の進捗状況について」へのページごとの意見・感想

治療支援について(11 ページ)

- ・ 治療に対する効果については、年単位での追跡調査が必要ではないでしょうか。ワンデーポートでの経験では、3 年～5 年程度経過を観察しないと、その支援の有効性は判断できないと考えています。

民間団体支援(12 ページ)

全国で活動している民間団体は、早期治療を基本的考えとしているもののみならず、本人の自然回復や自己努力による改善を基本的考えとするものなど、多種多様です。厚労省は、民間団体の自主的な取組を幅広く支援の対象とするべきだと思います。

社会復帰支援(13 ページ)

- ・ 受刑者には知的障害や境界知能である人が一定数いる(一般社会よりも多い)という調査結果があり、「ギャンブル依存する=依存症治療」という単純化した方法では問題解決にならないばかりか、2 次的な問題を生じる可能性があるのではないのでしょうか。
- ・ 「就労支援の強化」とありますが、グローバル化した現代社会において、依存の問題や軽微な障害を持った方には就労自体が困難な人は少なくありません。無理な就労を勧めたことで再犯のきっかけを作ってしまったという話はワンデーポートの周辺では多方面から聞こえてきます。受刑者の再犯の理由を「お金に困って」だから「就労支援」と考えるのは現代社会の実状と乖離していると思います。

予防教育・普及啓発(14 ページ)

- ・ パチンコとはどんな遊びで、1 時間でいくら使うのか、公営競技の控除率などギャンブル等の基礎知識を学習する機会をつくるべきではないでしょうか。加えて、ギャンブル等で遊ぶことのメリットとデメリットを伝え、のめり込みすぎないための方法、金額や時間を決めて遊ぶことについての教育も不可欠ではないでしょうか
- ・ 金銭リテラシー教育などからのアプローチも必要ではないでしょうか
- ・ 対策全般が、一部の当事者、一部の医療従事者の(医療モデル、自助グループモデル)偏った考え方だけで作られている印象がします
- ・ 『ギャンブル等依存症などを予防するために～生徒の心と体を守るための指導参考資料』についての問題点は、2020 年 3 月 N P O 法人ワンデーポート発刊『2019 年パチンコ・パチスロに依存する人の多様な背景と支援について～正しい向きあい方について考える』<http://www5f.biglobe.ne.jp/~onedayport/img/202003-oneday.pdf>において公立諏訪東京理科大学の篠原菊紀氏が解説

多重債務問題等への取り組み(19 ページ)

- ・ 破産法に「浪費又は賭博その他の射幸行為をしたことによって著しく財産を減少させ、又は過大な債務を負担したこと。」が該当しない場合、免責の決定をすると記されています。賭博が原因の債務は免責が認められないという法律の存在は、ギャンブルの問題を抱えた人の生活再建の妨げになる可能性はないでしょうか。多重債務問題等への取り組みの中で議論が必要ではないでしょうか。

○浜田委員

過去1年以上にわたり、関係省庁横断で活発な議論がなされ、さらには多くの関係機関との連携が強化されていることが資料からもうかがえます。

その状況を踏まえて私からは、以下の通り意見を述べさせていただきます。

●ギャンブル等依存対策推進基本計画：令和元年度の進捗状況について

各地域の包括的な連携協力体制の構築（15頁）より

ギャンブル等依存症の専門機関と相談窓口との連携状況が特に注目され、重要と考えます。

この件については、基本計画の主な目標に掲げられている通り、都道府県等において、ギャンブル等依存症である人や家族等を早期に発見し、相談・医療機関等につなぐための連携強化が各相談窓口において図られている現状が、今回の資料で確認できます。

特に、当事者・家族と各相談拠点とが強い信頼関係を築くとともに、さらなる相談が必要な場面で、精神保健福祉センター、消費生活センター、自助グループなどの民間団体をはじめ財務省や司法書士会等に対して、迅速かつ容易にアクセスできるネットワークの強化が重要でしょう。

そのうえで、多くの機関、多くの職種との連携をはかる地域の窓口が、十分にその役割を果たせるよう、関係省庁におかれまして引き続き地域の現状をモニターしつつ、適宜フォローしていただきたく存じます。

27ページの「依存症問題に関する諸状況」で示されていますように、平成30年の時点では、精神保健福祉センターに寄せられている相談件数が、他の機関に比べて圧倒的に多くなるという偏った状況でした。今後は相談内容ごとに適切に対応できるようにすることを目指して、例えば当事者・家族が自分の問題に適合した相談窓口をすぐに見つけられるよう、各相談窓口にリーフレット等を置くなど、相談拠点で適切な情報を相談者自身でも得られる仕組みづくりの強化を期待いたします。

さらに、ギャンブル等依存症対策推進計画がすでに策定済みの自治体の中で、支援ネットワークが上手く機能しているところもあると聞いております。このようなロールモデルを他の自治体とも共有できる機会を設けることも、政策を促進する上で必要ではな

いでしょうか。

●ギャンブル等の依存症に関連した多重債務問題に係る相談への対応マニュアル

平成31年4月に閣議決定されたギャンブル等依存症対策基本法第12条第1項に規定するギャンブル等依存症対策推進基本計画等を踏まえ、今年3月に「ギャンブル等依存症に関連すると考えられる多重債務問題に係る相談への対応に際してのマニュアル」を関係省庁が連携して見直され、更なる内容の充実が図られています。

特に、追加項目を見ますとこれまで愛好家と依存症との弁別ができるLOSTの概要、さらにはギャンブル等依存症が疑われる方からの相談への対応イメージが示されています。

これまで地方自治体に寄せられた多重債務相談において、ギャンブル等依存症か否かの判断が難しかったため、ギャンブル等依存症の専門機関と相談窓口との連携がうまく行われなかった事例もあったと伺っておりますが、当該対応マニュアルを活用することがこのような問題の改善につながると期待しております。

●コロナ禍におけるギャンブル等依存症対策について

報道では知事の休業要請に応じず、三密状態で営業を続けていたパチンコ店に顧客が集まるといった映像が見られましたが、その背景として、収入面で不安になりそこからまたギャンブルにのめりこんでしまうといった実状も聞かれ、不安をギャンブルで解消するという依存症の問題が改めて浮き彫りになりました。

さらに、ギャンブル依存症の回復プログラムへの参加者が、新型コロナウイルスの影響によりこれまで通りに通うことが難しくなるケースがあると聞いております。そうなりますと、孤独な状況でストレスを抱えることになり、再びギャンブルにのめりこむという悪循環が想定されます。そうならないためにも、相談機関が当事者や家族に当面の適切な対処方法を提供できる体制作りが急務ではないでしょうか。

●貸付自粛制度について

2019年3月29日より日本貸金業協会と全国銀行協会が連携して貸付自粛制度を実施し、また今年4月より日本貸金業協会ではWebでの申請を実施（日本貸金業協会HP参照）するなど啓発を広く行っている結果、昨年に比べ貸付自粛制度の利用が増加しています。更なる認知向上に期待いたします。

●予防教育・普及啓発について

青少年等に対する普及啓発の推進については、以前の会議においても、現在は一段とネット社会が広がっていることに鑑み、青少年の皆さんにもギャンブル等依存症問題へ関心と理解を深めていただくためSNSの積極的な活用、SNSに対する規制が必要です。

SNSによるマーケティング、営業活動は若い方々に強い影響を与える点は十分意識する必要があります。

今回14ページにお示しいただいている子供、青少年、ご家族向け啓発利用作成の紹介があります。これまでよりさらに踏み込んで取り組んでいただけていますが、現代においてSNSを活用した青少年への啓発活動の効果は大きいとみられることから、この政策を一段と強化してみたいでしょうか。

2022年から成年年齢が引き下げられます。文部科学省は今年3月に啓発資料作成委員会を立ち上げて、子供向けの分かりやすい啓発資料を作成いただきました機会をとらえ、是非SNSも活用して、若い世代の皆さんに予防教育・啓発活動を広げていただきたいと期待いたします。

同時に、スマホ、SNSに対する規制も踏み込んで検討いただきたいと思います。

また、16ページの「参考・ギャンブル等依存症対策連携会議の開催・関係機関の参画状況」令和2年3月末時点において、教育委員会の本格的な参画が見受けられません。消費者庁、文部科学省が都道府県教育委員会等に対して、市町村レベルでの取り組みの中での資料活用について依頼中とのことですが、普及啓発強化に向けて各機関のさらなる参画促進に期待いたします。

●ギャンブル等依存症対策推進基本計画 具体的施策の進捗状況（令和元年度）より
・Ⅲ 予防教育・普及啓発 7 金融経済教育におけるギャンブル等依存症対策の啓発【金融庁】

令和2年度上期を目途に、現在使用しているガイドブックについて、ギャンブル等依存症等に関する記載を盛り込むため、改訂作業に着手したと目標の達成状況に記載されています。金融経済教育を通じた取組の強化、金融リテラシーを高めていくための対策の中に金融リテラシーを身につけることは重要です。ギャンブル等依存症を防止するためには、家計管理の必要性を理解し、国民全体で人生を豊かにするための知識である金融リテラシーを向上させることがひとつの解決策であると考えます。学校・大学等教育機関におかれましても、借金や多重債務に陥らないための知識まで踏み込んだ具体的な啓発活動を進めていくことを期待いたします。

以上です。

○樋口会長

進捗状況についてのコメント

1年間に色々な分野で進捗があり、それぞれの担当省庁や団体に敬意を表します。以下は、気づいた点、および質問です。

1. 広告・宣伝について、たばこやアルコールにおいて国の対策及び業界の取組みが長年講じられてきましたが、ギャンブル等依存症の分野でも、基本計画に基づき、今般、パチンコ業界の全国指針が初めて定められました。公営競技の指針策定は、これからとのことですが、広告・宣伝が過度にわたることのないよう期待します。
2. 公営競技のネット投票に関して、既に導入されている投票券の購入を制限できる仕組みに加え、新たに、購入する投票券の上限額を設定できる仕組みを導入することが基本計画に盛り込まれています。パチンコ業界では、既に、1日の上限額、上限時間、1ヶ月の来店上限回数を本人の申告により設定できます。公営競技における上限額設定のためのシステムについては、「設計を完了」（競馬、競艇）、「システム改修の方針等を検討」（競輪）、「システムの基本設計に入っており」（オートレース）と進捗状況報告に記載されていますが、設計内容・方針の方向性だけでも教えていただきたい。例えば、上限額は自由に設定できるのでしょうか。また、1つの施行者に申告すれば、他の施行者にも上限額を設定されるのでしょうか。地方競馬、競輪、オートレースなどから一括して投票券を受託販売しているネット事業者がありますが、別々の申告が必要なのかまとめて上限額を設定できるのでしょうか。
3. パチンコ業界における自己申告、家族申告プログラム導入店舗数が示されていますが、これを活用しているご本人、ご家族の人数の実績についても、公営競技と同様に公表していただきたい。
4. 相談拠点については、基本計画の目標（令和2年度末までに全都道府県・政令市で整備）の達成に向けて設置が順調に進んでいるようですが、相談者に適切に対応できているか確認いただきたい。電話をしてもなかなか繋がらず、相談できない人もいると聞いています。相談の質的向上も課題になります。
5. 各地域の包括的な連携体制の構築は、本推進計画の最も重要な施策の一つです。現時点で、まだ10自治体のみで連携会議が設置されていますが、これは加速されるべきです。
6. 基本計画において、令和3年までに800人以上の臨床研修医等の育成を掲げられていますが、この達成状況についても、報告いただきたい。
7. 公営競技に関し、中央競馬の今年上半期の売上げは、前年比101・5%と発表されました。特にネットによる依存症者の増加を懸念しています。売上げ、投票数、投票人数などに変化があったと思われ、月別の見込みでも良いので、情報公開していただきたい。また、パチンコについても、その影響を報告いただきたい。
8. ギャンブル依存症に対する依存症集団療法が診療報酬に新しく追加されました。コロナの関係で、まだこの療法に必要な研修がなされていないので、現時点では実際には稼働していません。実際に稼働するようになっても、外来を受診するギャンブル依存症患者のほとんどは、医師の診察も合わせて行います。この場合、新設の集団療法（300点）と医師による通院精神療法（診療時間が30分未満なら330点、30分以上

なら 400 点) のどちらか片方しか算定できないので、金額の高い通院精神療法を算定することになります。その結果、新しい集団療法による加点はなく、その診療報酬追加は形だけのものになり、当然、医療側の新しい治療に関するインセンティブは上がりません。仮に医師の診察が並行して行われなくとも、今までも通院集団精神療法(270 点)を算定できていました。したがって、新設のギャンブル依存症の集団精神療法を算定できても、わずか 30 点の増加になり、これもインセンティブに繋がらないのは明らかです(医療機関 1 施設当たりのこの治療を受ける患者数は少ないため)。新設のギャンブル依存症の集団精神療法と医師による通院精神療法が別々に算定できるように検討いただきたい。

○増田委員

「ギャンブル等依存症対策推進基本計画令和元年度の進捗状況について」確認させていただきました。1 年目の施策として、基本計画にのっとって推進されたと思います。以下、感想と意見を述べます。

① 広告・宣伝の在り方について

ポスターやチラシは、単に啓発に留まらず、若年者へリスクがあることを理解してもらい、今、不安のある人を相談に繋げるよう、わかりやすく作成することが重要だと思います。今年度はコロナウィルス感染防止のために、啓発週間の際にはご苦労されたと思います。今後も、相談窓口への一歩に繋げるべく効果的なポスターやチラシの作成をお願いします。

また、デジタルプラットフォームの協力を得て、さらに、SNS やプラットフォーム上で、広告・宣伝を発信することを期待します。

② アクセス制限について

公営競技のアクセス制限が、平成30年度と比較して令和2年度は倍増していることは、評価したいと思います。

一方、ぱちんこにおける自己・家族申告プログラムの導入店舗や、その認知割合が想定よりも低いと感じました。ぱちんこ店舗内のATMの順次撤去を期待します。

③ 相談・治療につなげる取組について

公営競技の、ギャンブル依存症予防回復センターの取組みにおいて、相談件数の倍増や、公営競技ギャンブル依存症カウンセリングセンターの設置は、効果が期待できると思います。特に、初診料補助の制度は、医療機関に出向くハードルを下げます。

④ 依存症対策の体制整備について

ぱちんこ店の依存症防止対策が法令により規定されていること、第三者機関により各ぱちんこ店における依存症防止対策を点検することについて、期待します。

全店の点検実施には時間がかかるとは思います、数年に1度ずつくらいずつの点検ができるとよいのではないかと思います。

⑤ 予防教育・普及啓発について

子供や親に対しての予防教育・啓発は何より重要と考えます。オンラインゲーム等へののめり込みを防止するためにも、学校、家庭、地域が連携して見守り、教育していく必要があると思います。

○松本委員

新型コロナウイルス感染症に関する緊急事態宣言により自粛要請が出ている中で、営業を続けるパチンコ店とともに、店頭に並ぶ客の姿がテレビ報道された。パチンコにのめり込んでいる人が多数いるという実情が図らずも明らかになったように思う。

一方、公営ギャンブルについても、緊急事態宣言の期間中、無観客で開催され、ネット購入のみとなったものの、売上げはあまり減らなかったと聞く。ネット購入は、パチンコ店と違って、客の姿は報道されにくいものの、やはりのめり込んでいる人が多数いるであろうことが分かった。

またこれらの状況からすると、新型コロナ対策の特別定額給付金10万円が一人一人に配られると、パチンコや公営ギャンブルに使われ、生活に困ってしまうケースも出てくるのではないかと心配される。

将来、ネット購入が主流になるのかもしれない。特に競馬は、競馬場の田園風景の中でサラブレッドの美しい姿を観覧することができ、スポーツとして格調の高いものと思うが、競馬場へ足を運ばず、ネットで購入することが主流になると、賭け事という部分が前面に出てくるのではないかと心配される。

加えて、ネットだと、なりすましが可能で、子どもが参加してしまうことも心配される。子どもが親のクレジットカードを使って、ネットで課金してしまう事案が起きているが、同様のことがギャンブルで起きないよう願いたい。

国民生活センターでは、消費者教育を業務の柱の一つとしている。依存症になってしまった人に対してはセーフティネットの説明をすることが考えられるが、一般には、依存症にならない方策を伝えないといけない。特に子どもたちへの予防教育に当たって、ギャンブルになぜ年齢制限があるかということについて、子どもたちに納得してもらえ説明が必要である。酒とたばこの場合は、物質が心身の発育に悪影響を与えることの

イメージを持ちやすい。一方、ゲーム依存と同様、行動依存であるギャンブルの場合は、酒やたばこのような悪影響についてのイメージは持ちにくいだろう。「自分で稼いでいないからダメ」とすると、「稼いでいれば自由にしていよう」となってしまう。「ほどの金額、時間で楽しみましょう」とすると、どこまでならよいのか人それぞれで線引きが難しい。子どもたちに伝える方法を工夫していく必要があるだろう。

ギャンブルは、自分で制御できていれば健全なのだと思う。儲けるためにギャンブルをすると、負けたら取り返さないといけなくなる気持ちになってしまう。一定の金額や時間の範囲で、わくわく感を楽しむにとどめることが肝要だと思う。

○ユウ委員

カジノ等の運営する会社がコロナ等の影響で日本への進出計画を断念したニュースを以前見たのですが、今後の動向をチェックして将来において開業する事になりましたら、事前に業務に関わる会社にしっかり日本においてのギャンブル等依存症取り決め法案の丁寧な説明と啓発をしていただきたいと思います。

○吉倉委員

1. はじめに

ギャンブル依存症予防回復支援センターでは2019(令和元)年度に4,312件の電話相談を受け付け、そのうち「ギャンブル等(＝ぱちんこ・公営競技)」に該当しないものの割合が8.6%でした。

しかし、新型コロナウイルス感染症による緊急事態宣言下の期間では、ギャンブル等に該当しないものの割合が

2020(令和2)年4月 16.7%

2020(令和2)年5月 26.5%

と急増しています。

2. 「VI実態調査」について

1) 厚労省における令和2年度の調査はどのような計画を想定し、予算はどの程度でしょうか。

※(資料2)68頁には明記されていませんでした。

2) また、「多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握」は、上記1.の状況を踏まえ、「ギャンブル等」の範囲を「ぱちんこ・公営競技」に限定せず調査を行い、実態を明らかにすることが平成31年に決定した依存症対策の基本理念に基づき肝要であると考えますが、計画している調査の「ギャンブル等」の

範囲は、どのように予定されているでしょうか。

※（資料２）68頁「課題等」に記載されているとおり、新型コロナウイルス感染症の影響が相談にも現れていると考えています。

○樋口会長

引き続き、政府、地方公共団体、関係事業者等の各機関においては、各委員からの御意見等を踏まえつつ、ギャンブル等依存症対策推進基本計画に基づき所要の対策を進めてください。

また、各委員からの御質問については、政府から別途回答してください。

第5回ギャンブル等依存症対策推進関係者会議 質問に対する回答について

No.	発言者	回答省庁	質問	回答
1	谷崎委員	警察庁	ばちんこ店の自己申告プログラムを当会の会員が申込みしようとしたら、まだ実施していないということと全国的に行きわたっていないため実効性が伴っていないのではないかと。実効性を伴わせるための施策等を教えていただきたい。	一般社団法人日本遊技関連事業協会によれば、自己申告・家族申告プログラムの導入店舗数については令和2年5月末現在で4,529店舗（平成30年末時点から+2,334店舗）と着実に増加しています。業界においては、引き続き、導入店舗数の拡充や利用客とその家族への周知など、実効性向上に向けた取組を推進することとしているものと承知しています。
2	谷崎委員	警察庁	ばちんこ店の自己申告プログラムは「有効期間1年」という要件があるようだが、この要件を付ける必要性とは何なのか教えていただきたい。	自己申告プログラムは業界の自主的な取組として行われているものであるところ、その有効期間を1年としているのは、業界において、運用には申請者の個人情報が必要であり、厳格な管理が求められることから、不要な個人情報の保有を避け、流出等の防止を図るためには一定の有効期間を設ける必要があるとされたこと等によるものであると承知しています。
3	谷崎委員	警察庁	アクセス制限をしているばちんこ店が45%ということだが、本人と家族等それぞれどれくらいの割合で申告をしているのか開示していただきたい。	業界において調査中であると承知しています。
4	谷崎委員	警察庁	制限されている人の確認は、顔認証を取り入れているところは別として、通常はどのように確認をしているのか。	営業所では防犯カメラ映像やとスタッフの巡回によって確認することを基本としながら、店舗によっては貯玉会員カードシステムを活用するなどの方法により確認を行っているとは承知しています。
5	谷崎委員	警察庁	各店舗で制限の方法は共通なのか教えていただきたい。	自己申告・家族申告プログラムは業界の自主的な取組として行われているものであるところ、業界では「自己申告プログラムおよび家族申告プログラム導入マニュアル」を制定し、各店舗はこのマニュアルにある6種のプログラムを基本としつつ、貯玉会員カードシステム等の仕様によって柔軟な対応を行っているものと承知しています。

6	谷崎委員	警察庁	A T Mの撤去についてはばちんこ業界内部でも意見の対立があると 思われる。 概要の5頁には「一部のばちんこ企業は店舗内の全A T M（計約2 0 0台）の順次撤去の方針を発表した。」とあり、「ギャンブル等依存 症対策推進基本計画 令和元年度の進捗状況について」の2 8頁では 「A T M等の設置状況の実態把握を行いつつ、順次撤去等を推進する 必要がある。」とあるが、「撤去等」の「等」として現在具体的にどの ようなことを実施、検討しているのか、抜け穴になってないか教えて いただきたい。 <参考> マルハンなどホール9社がATM撤去を宣言～業界のまとまりを懸 念する声も https://web-greenbelt.jp/post-36195/	業界において検討されているものと承知していますが、いずれに せよ、御指摘を踏まえて今後も業界を指導して参りたい。
7	谷崎委員	内閣官房	家族の支援も盛り込まれてはいるが、家族の中には意思を発信でき ない乳幼児や子どもが居る事を忘れているのではないか。夫婦で依存 症の場合は誰がその子どもの声を聞いてあげられるのか。子どもにつ いての具体的対応策等を教えていただきたい。	ギャンブル等依存症である者等の子どもを含めた家族の支援に あたっては、ギャンブル等依存症の早期発見・早期介入・早期支援 のため、各地域の包括的な連携協力体制の構築を進めるなどの取組 を推進しています。
8	樋口会長	農林水産省 経済産業省 国土交通省	公営競技のネット投票に関して、既に導入されている投票券の購入 を制限できる仕組みに加え、新たに、購入する投票券の上限額を設定 できる仕組みを導入することが基本計画に盛り込まれています。パチ ンコ業界では、既に、1日の上限額、上限時間、1ヶ月の来店上限回 数を本人の申告により設定できます。公営競技における上限額設定の ためのシステムについては、「設計を完了」（競馬、競艇）、「システ ム改修の方針等を検討」（競輪）、「システムの基本設計に入っており」（オ ートレース）と進捗状況報告に記載されていますが、設計内容・方針 の方向性だけでも教えていただきたい。例えば、上限額は自由に設定 できるのでしうか。また、1つの施行者に申告すれば、他の施行者	（農林水産省） ・対象：全会員 ・対象期間：（中央競馬）節単位（金～日、火～木のように連続して 発売する期間） （地方競馬）1日（購入日）単位 ・制限方法：1節又は1日当たりの上限額以上の購入は不可。なお、 払戻金での再購入は不可、返還金での購入は可。 ・上限設定額：会員が1節又は1日の購入上限を100円単位で任意 設定 ・一つの施行者に申告すれば他の施行者にも上限額設定可能か：シ

		にも上限額を設定されるのでしょうか。地方競馬、競輪、オートレースなどから一括して投票券を受託販売しているネット事業者がありますが、別々の申告が必要なのかとめて上限額を設定できるのでしうか。	システム及びその管理者が独立しているため、利用しているインターネット発売事業者毎に設定する必要がある。 ・複数公営競技から一括して投票券を受託販売するネット事業者での申告方法：複数の公営競技の投票券の合計額で上限を決定（競技毎に設定する必要はない）。
		（経済産業省）＜競輪・オートレース共通＞ ・対象：全会員 ・対象期間：1日（購入日）単位 ・制限方法：1日当たりの上限額以上の購入は不可。なお、払戻金での再購入は不可、返還金での購入は可。 ・上限設定額：会員が1日の購入上限を100円単位で任意設定 ・一つの施行者に申告すれば他の施行者にも上限額設定可能か：上限額の設定は、ネット投票販売を施行者から受託している各民間会社に申請する必要がある。 ・複数公営競技から一括して投票券を受託販売するネット事業者での申告方法：複数の公営競技の投票券の合計額で上限を決定（競技毎に設定する必要はない）。	（国土交通省） ・対象：全会員 ・対象期間：1日（購入日）単位 ・制限方法：1日当たりの入金上限額の設定による制限。なお、払戻金及び返還金での再購入は可。 ・上限設定額：会員が1日の入金上限額を1,000円単位で任意設定 ・一つの施行者に申告すれば他の施行者にも上限額設定可能か：上限額の設定は、ネット投票販売を各施行者から受託している民間会社（BOATRACE振興会）に書面申請する必要がある ・複数公営競技から一括して投票券を受託販売するネット事業者

				での申告方法：複数公営競技から一括して投票券を受託販売するネット事業者による舟券販売はない。
9	樋口会長	警察庁	パチンコ業界における自己申告、家族申告プログラム導入店舗数が示されていますが、これを活用しているご本人、ご家族の人数の実績についても、公営競技と同様に公表していただきたい。	業界において調査中であると承知しております。
10	樋口会長	厚生労働省	相談拠点については、基本計画の目標（令和２年度末までに全都道府県・政令市で整備）の達成に向けて設置が順調に進んでいるようですが、相談者に適切に対応できているか確認いただきたい。電話をしてもなかなか繋がらず、相談できない人もいると聞いています。相談の質的向上も課題になります。	相談拠点については、相談従事者への研修を通じた質的向上を図るほか、依存症相談員全国会議等の場を活用し、相談業務における課題や対応等について情報収集、事例共有するなど、質の向上を図ってまいります。
11	樋口会長	厚生労働省	基本計画において、令和３年までに８００人以上の臨床研修医等の育成を掲げられていますが、この達成状況についても、報告いただきたい。	見直し後の臨床研修制度について、プログラム責任者養成講習会や、改訂された指導ガイドラインを通じて、ギャンブル等依存症等の指導内容の周知を図っていく予定である。 また、国及び地方自治体において診療に従事する医師等の研修を推進することとしている。 (参考) ・改訂された指導ガイドラインを通じギャンブル依存症例を経験した臨床研修医の数は現在集計中 ・依存症対策全国拠点機関設置運営事業における依存症治療指導者養成研修：令和元年度末までに１５１名実施 ・依存症対策総合支援事業における依存症医療研修：令和元年度末までに１９９名実施
12	樋口会長	警察庁 農林水産省 経済産業省 国土交通省	公営競技に関し、中央競馬の今年上半期の売上げは、前年比１０１・５％と発表されました。特にネットによる依存症者の増加を懸念しています。売上げ、投票数、投票人数などに変化があったと思われ、月別の見込みでも良いので、情報公開していただきたい。また、パチンコ	(警察庁) 経済産業省の調査によると、パチンコホールの売上高は本年３月が前年比約８０％、同４月が前年比約４０％であったと承知しています。

			についても、その影響を報告いただきたい。	(農林水産省) 別紙のとおり。 なお、引用された中央競馬の今年上半年期のデータは、昨年6月23日まで（開催日数延べ140日）と今年6月28日まで（同148日）のデータを比較したもの。 (経済産業省) 別紙のとおり。 (国土交通省) 別紙のとおり。
13	吉倉委員	厚生労働省	「VI実態調査」について 1) 厚労省における令和2年度の調査はどのような計画を想定し、予算はどの程度でしょうか。	「依存症に関する調査研究事業」を活用し、国立病院機構久里浜医療センターにおいて調査を実施することとしている。（契約額95,700千円）全国アンケートによるギャンブル等依存症が疑われる者の状況把握や精神保健福祉センター等への調査による関連問題の実態把握を行うこととしている。
14	吉倉委員	厚生労働省	2) また、「多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等のギャンブル等依存症問題の実態把握」は、上記1. の状況を踏まえ、「ギャンブル等」の範囲を「ばちんこ・公営競技」に限定せず調査を行い、実態を明らかにすることが平成31年に決定した依存症対策の基本理念に基づき肝要であると考えますが、計画している調査の「ギャンブル等」の範囲は、どのように予定されているでしょうか。	調査項目等の具体的内容については、今後、関係有識者からなる企画委員会で議論されることとなるが、「ギャンブル等」の範囲については、「ばちんこ・公営競技」に限定しない形で実施したいと考えている。

公営競技における売上、利用者数の推移

(単位：億円、万人)

	令和2年1月		令和2年2月		令和2年3月		令和2年4月		令和2年5月		令和2年6月		令和2年1～6月計		備考
	売上	利用者数	売上	利用者数	売上	利用者数	売上	利用者数	売上	利用者数	売上	利用者数	売上	利用者数	
中央競馬	本場・場外	680.0	416.3	632.4	353.9	0	0	0	0	0	0	0	1,312.4	770.2	※ネット投票は実利用者数。 ※一部、前年との営業日数に差異あり。 2月(＋1日)、5月(＋2日)、6月(－2日) (カッコ内は前年に対する増減日数)
	前年比	95.2%	94.5%	94.0%	86.6%	－	－	－	－	－	－	－	29.2%	27.0%	
	ネット投票	1,725.5	1,045.0	1,800.6	1,050.6	2,278.2	1,353.3	2,184.4	1,231.9	3,122.5	1,724.8	2,329.1	13,440.3	7,640.6	
	前年比	99.6%	99.1%	111.6%	104.2%	120.0%	112.6%	122.0%	107.0%	188.9%	162.7%	126.8%	127.7%	115.1%	
	合計	2,405.5	1,461.4	2,433.0	1,404.4	2,278.2	1,353.3	2,184.4	1,231.9	3,122.5	1,724.8	2,329.1	14,752.7	8,410.8	
地方競馬	前年比	98.3%	97.7%	106.4%	99.1%	84.6%	80.5%	84.3%	73.5%	130.4%	110.1%	89.2%	98.2%	88.6%	※本場・場外の実利用者数は本場入場人員のみ。 ※JRAネットは実利用者数。 SPAT4、楽天競馬、オッズパークは各場別の延べ利用者数をカウント(例えば、A競馬場とB競馬場の馬券を買った者を2名とカウントしている)。 ※3～4月の本場・場外は一部の競馬場の馬主席での発売分。
	本場・場外	146.9	27.2	112.2	16.4	0.3	0	0.1	0	0	0	0	270.7	43.5	
	前年比	105.9%	111.4%	102.5%	105.8%	0.2%	－	0.1%	－	－	8.0%	－	34.1%	30.0%	
	ネット投票	495.4	574.7	489.2	538.2	489.0	601.2	678.3	744.4	774.5	935.1	754.0	3,660.4	4,282.5	
	前年比	125.0%	125.3%	141.0%	132.1%	140.7%	141.1%	167.2%	157.9%	167.9%	172.4%	157.7%	153.8%	148.4%	
競輪	当月計	642.3	601.8	581.4	554.6	489.3	601.2	678.4	744.4	774.5	935.1	765.2	3,931.1	4,306.0	※ネット投票の利用者数は、各場別の延べ利用者数をカウント(例えば、A競輪場とB競輪場の車券を買った者を2名とカウントしている)。
	前年比	120.5%	124.6%	131.4%	131.1%	104.0%	135.1%	124.7%	149.9%	127.6%	158.2%	132.6%	123.8%	142.7%	
	本場・場外	278.1	385.4	247.5	342.0	0	0	0	0	0	0	0	662.3	946.1	
	前年比	92.8%	96.7%	89.3%	94.8%	－	－	－	－	－	47.8%	54.9%	38.7%	40.1%	
	ネット投票	346.4	605.8	331.5	589.8	361.9	659.3	260.6	421.4	267.9	420.8	448.7	2,017.0	3,477.0	
オートレース	前年比	120.1%	113.6%	124.7%	122.1%	129.6%	128.4%	93.5%	84.8%	95.5%	86.8%	160.8%	120.7%	116.2%	※ネット投票の利用者数は、各場別の延べ利用者数をカウント(例えば、Aオート場とBオート場の車券を買った者を2名とカウントしている)。
	当月計	624.6	991.2	579.0	931.7	361.9	659.3	260.6	421.4	267.9	420.8	585.3	2,679.2	4,423.1	
	前年比	106.2%	106.4%	106.6%	110.5%	64.2%	73.2%	46.6%	45.9%	47.3%	48.1%	103.6%	79.2%	82.7%	
	本場・場外	24.8	34.7	18.6	22.0	0	0	0	0	0	0	5.7	49.4	62.4	
	前年比	84.0%	86.9%	75.0%	70.7%	－	－	－	－	－	20.5%	16.6%	28.8%	29.4%	
モーターボート競走	ネット投票	39.7	67.4	37.1	64.7	39.4	68.8	54.1	85.3	78.4	125.6	57.6	306.4	505.0	※ネット投票は実利用者数。
	前年比	133.3%	148.3%	123.7%	170.3%	129.6%	159.5%	167.2%	204.1%	211.3%	284.8%	156.8%	156.0%	152.4%	
	当月計	64.5	102.1	55.7	86.7	39.4	68.8	54.1	85.3	78.4	125.6	63.5	355.8	567.4	
	前年比	108.8%	115.0%	101.6%	107.2%	67.5%	77.8%	89.1%	98.2%	113.9%	125.1%	96.7%	96.7%	104.4%	
	本場・場外	607.1	1,796.4	501.4	1,501.8	0	0	0	0	15.2	25.4	338.9	1,462.6	3,976.9	
モーターボート競走	前年比	103.5%	102.3%	101.5%	98.3%	－	－	－	－	2.7%	1.4%	64.3%	45.2%	38.9%	※ネット投票は実利用者数。
	ネット投票	897.0	1,806.9	828.5	1,408.9	975.1	1,695.7	1,166.8	1,925.0	1,381.7	2,292.0	1,315.6	6,564.7	11,052.4	
	前年比	126.1%	123.4%	128.9%	123.9%	133.2%	128.5%	168.0%	153.5%	192.7%	174.0%	178.8%	155.1%	145.9%	
	当月計	1,504.2	3,403.3	1,329.9	2,910.7	975.1	1,695.7	1,166.8	1,925.0	1,398.9	2,317.4	1,654.5	8,027.3	15,029.3	
	前年比	115.9%	111.3%	117.0%	109.2%	76.1%	55.4%	95.6%	64.9%	109.8%	74.1%	131.0%	107.4%	84.5%	

注：利用者数については各公営競技ごとに集計方法が異なる。